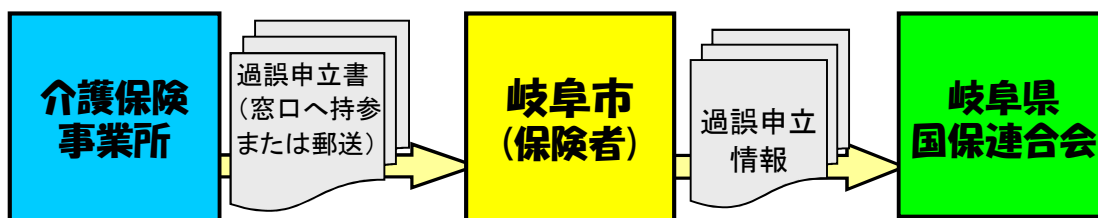


過誤申立ての概要

既に介護保険事業所へ支払い決定された請求明細書に請求誤りがあった場合、保険者に対して過誤申立てを行うことで、請求明細書を取り下げることができます。過誤申立て後、国保連合会より過誤決定通知書が送られてきますので、通知書確認後、正しい請求明細書を国保連合会へ提出してください。下に掲げる①～③が、過誤申立を行う際の流れになります。

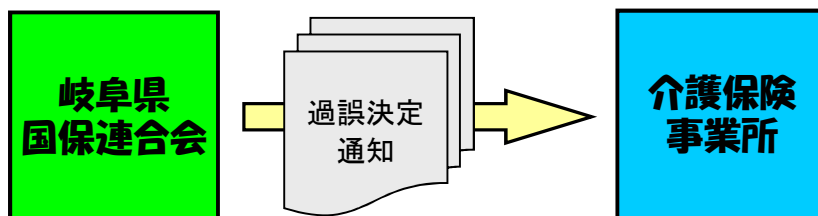
①過誤申立書の提出

介護保険事業所は、岐阜市(保険者)に過誤申立書を提出してください(窓口へ持参または郵送)。岐阜市は過誤申立書を点検後、過誤申立て情報を岐阜県国保連合会へ伝送します。
※国保連への伝送日は毎月異なりますので、伝送月を確認したい場合は電話願います。



②過誤決定通知書の受け取り

国保連合会にて過誤申立て情報が点検処理されます。点検処理後、請求明細書が取り下げられ、国保連合会から介護保険事業所に過誤決定通知が送付されます。



③正しい請求明細書の提出

過誤決定通知が届きましたら、確認後、国保連合会へ正しい請求明細書を提出してください。

